議会だより

第4回下條村議会定例会

金田村政一年を経過しての総括と条例改正・補正予算等審議

会期 12月 7日から 12月15日まで

平成29年第4回定例議会は、12月7日に召集され、15日までの9日間の会期で行われました。金田村政一年を経過しての総括を求めるものを含む一般質問が6名からあり、報告1件、専決処分の承認が1件、条例改正3件、補正予算1件、意見書2件が提出され審議の結果7件を可決し閉会しました。

平成二十九年第四回定例議会は、十二月七日に召集され、十五日までの九日間の会期で行われました。金田村政一年を経過しての総括を求めるものを含む一般質問が六名からあり、報告一件、専決処分の承認が一件、条例改正三件、補正予算一件、意見書二件が提出され審議の結果七件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、六氏より

初日に行われた一般質問は次のとおりです。

○ふるさと応援基金の活用について

○村の行政施設集積地区の連絡路整備について　福沢　敏

○下條村一般会計における自主財源の確保について　塩沢道雄

○村営墓地公園について　竹村宗次

○国連の核兵器廃絶条約締結について

○国民健康保険の広域化について

○大豆の脱穀機更新について　串原寛治

○地域振興と活性化対策の計画の立案と道路整備について　古田勝美

○金田村政　一年を経過して　串原　肇

（一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます）

▼損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

平成二十九年八月十七日に下條村墓地公園駐車場で発生したグレーチング跳ね上げによる自家用車フェンダー破損事故を全国町村損害賠償保険で対応した旨の報告。

▼一般会計歳入歳出補正予算（第四号）の専決処分の承認について

十月二十二日投票日で行われた第四十八回衆議院議員総選挙の関連予算は当初予算に見積もられていなかった為、十月六日付けで歳入歳出ともに三百五十万円増額する専決処分を行い、承認されました。

▼条例一部改正

○一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に準拠し、民間における賃金引上げの動きを反映するため行政俸給表の給料月額を平均で〇・二％引き上げ、勤勉手当は平成二十九年六月と十二月支給分を併せて〇・一月分引き上げ、平成三十年六月分及び十二月分も〇・〇五月分それぞれ増とする平準化を行うもので提案のうえ可決されました。

○特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

・特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、平成二十九年十二月支給分の期末手当支給月を「一・七〇月」から「一・七五月」と〇・〇五月分引き上げ、これに伴い平成三十年六月分及び十二月分の平準化も行うもので提案され可決されました。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

・法改正により平成二十九年十二月支給分の期末手当支給月を「一・七〇月」から「一・七五月」と〇・〇五月分引き上げ、これに伴い平成三十年六月分及び十二月分の平準化も行うもので提案され可決されました。

▼補正予算

○一般会計（第五号）

・四千七百万円増額

・歳入の主なものとしては、前年度純繰越金が一億四百五十六万六千円に確定したため、三千九百五十六万六千円を増額計上しました。村債では、辺地対策事業債にそばの城「そば打ち体験館増築工事」及び「うまいもの館改修工事」費の増加に伴い六百六十万円を増額計上しました。

歳出の総務費で主なものは住宅地等造成事業費に宅地分譲用地の土地購入費として三百五十二万円、ケーブルテレビ運営費の工事請負費として光増幅器の更新費用六百七万円、光ケーブルの獣被害多発区域の鳥獣対策ケーブルへの張替え工事費に八十六万円を計上、民生費では老朽による公用車の更新費に百八十万円、法改正に伴う介護保険電算システムの改修業務委託料に百九十二万円を計上。農林水産業費ではうまいもの館改修工事の機械器具移動費のほか工事請負費増額分として三百二十五万円を計上、教育費では中学校費の学校管理費の原材料費としてグランドに野球部のブルペンを設置するための資材費六十万円、学校給食費の備品購入費に消毒保管機の更新費に三百六十万円、給食運搬車輛の更新費に九十五万円を計上、各科目所属職員の人件費の人勧差額分等を増額計上、予備費としては純繰越金の歳入予算計上に伴う余剰財源千四百十万円を保留財源として予備費に計上しました。総額では二十五億八千二百万円となります。

なお、地方債は、「そば打ち体験館増築工事」及び「うまいもの館改修工事」費の増加に伴い辺地対策事業債を六百六十万円増額し、本年度の借り入れ総額を一億六千八百万円としました。これにより年度末残高は九億七千七百八十九万一千円になる見込みです。以上を提案し可決されました。

▼意見書

二件の意見書が可決され、関係機関へ送付しました。

●受動喫煙防止法の早期制定を求める意見書

●日本政府に国連の「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書

所得税・住民税 確定申告についてのお知らせ

～確定申告は期限内に正しく行いましょう～

平成二十九年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十六日（金）から三月十五日（木）まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告されますようお願いいたします。

期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

確定申告をしなければならない方

◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方

◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方

◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。

なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二カ所以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十九年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

◇年末調整で扶養の二重控除をされた方（夫婦や親子で一人の高齢者等をお互いに扶養控除した場合など）や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方

（給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください）。

◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畑の小作料収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。

◇年末調整で受けなかった控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方は申告が必要です。

◇年金等の所得のみの方でも確定申告が必要な場合がありますので、ご不明な方はお問い合わせください。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。

◇白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付してください。

なお、税法改正により白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成二十六年一月から記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。収入金額や必要経費等に関する事項に関して記帳しておかなければなりません。詳しくは飯田税務署までお問い合わせください。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。

◇収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

◇全量家事消費されている方

「平成二十九年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を〇円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

◇公的年金等受給者に係わる確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が四百万円以下であり、かつ、公的年金等に係わる雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、飯田税務署までお問い合わせください。

※ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受ける場合や農業所得等ある場合には申告は必要ですので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。

確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。

源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越しください。

又、税務署から送られた申告書も持参してください。

◇収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越しください。

下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

確定申告についてのお問い合わせは

○飯田税務署

（電話〇二六五―二二―一一六五）

○役場税務係

（電話二七―二三一一）

までお願いします。